

令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は「令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務」の受託候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名

令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務

(2) 業務内容

別紙 1「令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 9 日までとする。

ただし、委託業務が完了し、発注者の検査合格をもって業務が完了した場合は、その日をもって本契約は終了する。

(4) 委託金額の上限

本業務の見積限度額は、1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 業務委託契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加者の資格要件

本業務への参加資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、公告日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 町内に事務所・事業所を有すること又は業務開始から履行期間中において、町内に事業所・事務所を設置できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 明和町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日告示第 93 号）第 5 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく裁判

所からの更生計画認可の決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者については、当該申立てがなされていない者であるとみなす。

(5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

(6) 国税、県税及び市町村税を完納していること。(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税)

5 本プロポーザルの実施方針等

(1) 選定方法

受託候補者の選定方法は、以下の要領による。

①審査機関

ア. 事前書類審査は本実施要領「6-(1)-②-ウ」に定める担当課において行う。

イ. 応募申込書等の審査は、選考審査委員会において行う。

②審査基準

審査基準については、別紙 2 に定めるとおりとする。

③審査要領

受託候補者の選定に係る審査は、次の要領により実施する。

ア. 事前書類審査

応募者に提出を求める本実施要領「6-(1)-①」に掲げる書類(以下「応募申込書等」という。)について、別紙 2 に定める審査基準(事前書類審査)に基づき評価を行う。ただし、参加資格を有すると認めた者が3者を超える場合は、評価点の高い順に上位3者程度を選定する。なお、事前書類審査の結果は電子メール及び書面で通知する。

イ. 応募申込書等の審査

応募申込書等の内容に基づきプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施し、別紙 2 に定める審査基準(応募申込書等の審査)に基づき評価を行い、選考審査委員会委員全員の評価点の総合計の高さに応じ順位付けを行う。ただし、評価点の総合計(応募申込書等の審査における選考審査委員会委員全員の評価点)が配点合計の70%に満たない者は、当該順位付けに参入しない。

④審査における留意事項

ア. 応募者が1者である場合であっても受託候補者の受託能力を測るため、審査要領により審査を実施する。

イ. 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査結果の確定及び通知等

①審査結果の確定

ア. 本実施要領「5-(1)-③」の規定により確定した順位の最上位の者に本業務の契約交渉権を与える。ただし、この者が失格し又は契約交渉が不調となった場合は、次順位の者と契約交渉を行う。(以後 受託者が決定するまで同様)

なお、応募者が1者である場合であっても、本実施要領「5-(1)-④」の規定により審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考する。

イ. 審査の結果、評価点の総合計が同点となった場合は、選考審査委員会で審議のうえ順位を決定する。

②審査結果の通知

応募申込書等の審査の結果については、審査参加者それぞれに通知する。

(3) プレゼンテーション等の概要

応募申込書等の審査に資するため実施するプレゼンテーション等の概要は次のとおりとする。

- ①応募申込書等の内容についてプレゼンテーションを10分程度行い、その後選考審査委員会によるヒアリングを10分程度行う。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募申込書等に基づいて行うものとする。
- ②ヒアリング審査に参加できる者は2名までとする。
- ③プレゼンテーション等の詳細については、審査参加者決定後、該当者に速やかに連絡する。

(4) 失格要件

応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は、即時失格又は調査により失格となる場合がある。失格となった場合、当事者にその旨を通知するとともに、審査前・審査中にあつては審査から除外し、審査後から本業務の契約締結までの間にあつては、受託候補者となる権利を喪失する。

- ①本実施要領「4」の規定による要件を備えていないことが判明した場合
- ②2以上の応募を行った場合
- ③本プロポーザル期間中において、以下の者に直接、間接を問わず接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合
 - ア. 本プロポーザルの主催者
 - イ. 選考審査委員会委員
 - ウ. 担当職員（事務手続に関する事項は除く）
- ④本実施要領に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合
- ⑤応募申込書、提案書等その他提出を要する書類（以下「提出図書」という。）が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ⑥提出図書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑦提出図書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑧提出図書に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑨他者の提出図書を盗用した疑いがあると認められる場合
- ⑩その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合

(5) 費用負担

提出図書の作成、プレゼンテーション等の実施ほか、本プロポーザルに関して応募者が要した費用は応募者の負担とする。

6 提出図書の作成及び本プロポーザルに関する質問

(1) 応募申込書及び企画提案書の作成及び提出

①提出書類

次に掲げる書類一式を提出すること。

提出書類	様式等	摘 要
ア、応募申込書	様式 1	
イ、提案書（表紙）	様式 2	
ウ、業務内容に関する提案書	任意様式	※複数提案可

② 提出要領

ア. 提出部数

応募申込書等 正本1部、正本の写し6部

上記表ア～ウの順番に並べ左上をクリップ止めし、提出すること。

イ. 提出方法

持参又は郵送、宅配便等により担当課へ提出すること。郵送、宅配便等で提出の場合、表に「令和8年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務委託公募型プロポーザル関係資料在中」と朱書きで明記すること。

ウ. 提出先（担当課）

明和町まちづくり戦略課 まち活性化係
住所：〒515-0332 明和町馬之上945番地
FAX 番号：0596-52-7133
E-mail：senryaku@town.mie-meia.lg.jp

エ. 提出受付期間

令和8年6月8日（月）～令和8年6月24日（水）

※窓口の対応可能時間は、土・日・祝日を除く平日 8:30～16:30。

郵送、宅配便等による場合は、上記締切日 12 時までに担当課必着とする。

（2）質問書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問については、以下の要領により受付、回答を行う。なお、質問内容は、本実施要領ほか町提示資料に関する事項、提出図書の作成・提出に関する事項並びに審査方法等に関する事項とする。

- ① 提出期間：令和8年6月8日（月）9時から令和8年6月12日（金）16時30分まで
- ② 提出方法：「質問書（様式 3）」必要事項を記入の上、電子メールに添付して提出すること。
- ③ 提出先：代表メールアドレス宛（本実施要領「6－（1）－②－ウ」に記載）
- ④ 回答方法：令和8年6月16日（火）までに明和町ウェブサイトにおいて回答する。

（3）留意事項

① 提出図書等の変更の制限

提出図書の提出後においては、提出図書に記載された内容の変更は認めない。

② 提出の確認について

本プロポーザルにおける全ての提出物については、担当課（送付先は「6－（1）－②－ウ」のとおり）まで提出するものとする。

ア. 電子メールにて提出の場合

土・日・祝日を除く、9時00分～16時30分の間に到着するよう送付すること。

イ. 郵送・宅配等にて提出の場合

配達記録の残る方法で送付し、応募者自身で到着の確認を行うこと。到着が確認できない場合は担当課まで電話にて確認すること。

③ 辞退について

応募申込書等の提出以降の辞退については、担当課まで電話連絡の上、上記送付先に辞退届（様式 4）を提出するものとする。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

7 その他

（1）契約等に関する事項

①契約方法は随意契約とする。

②選定された応募申込書に沿って実施するものとするが、よりよい内容とするため、明和町から提案を行うことがある。この場合、町からの提案を尊重し、町の合意の基、進めることとする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

(3) 提出図書の取り扱い

- ①提出図書の返却は行わない。
- ②提出図書の著作権は応募者に帰属する。
- ③主催者は、本プロポーザルの選定結果の公表や出版、その他主催者が執務上必要とする場合にのみ、提出図書の一部又は全部を使用できるものとする。

◆実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は次のとおり。なお、期日の定まっていないものについては決定次第公表する。

実施項目	日程	手段・場所
実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 8 日（月）	
質問の受付期間	令和 8 年 6 月 8 日（月）から令和 8 年 6 月 12 日（金）まで	提出方法：電子メールにて提出
質問の回答日	令和 8 年 6 月 16 日（火）	回答方法：明和町ウェブサイトに掲載
応募申込書及び提案書等の受付期間	令和 8 年 6 月 8 日（月）から令和 8 年 6 月 24 日（水）12 時まで	提出方法：郵送または持参
事前書類審査結果の通知及びプレゼンテーション等参加要請	令和 8 年 6 月 24 日（水）（予定）	審査結果：応募者全員に電子メール及び書面にて通知
プレゼンテーション審査実施日	令和 8 年 6 月 29 日（月）（予定）	詳細については、参加者に別途通知
プレゼンテーション審査結果通知	令和 8 年 6 月 30 日（火）（予定）	審査結果：応募者全員に電子メール及び書面にて通知
委託契約締結	令和 8 年 7 月上旬（予定）	